

車両使用及び管理に関する特記事項

(公用車の使用)

第1 みやき町（以下「委託者」という。）は、委託業務を遂行する上で必要と認められる場合において、本委託業務に従事する者（以下「受託者」という。）に対し、みやき町庁用自動車の管理に関する規程に基づき、みやき町の公用車を使用させることができる。

(目的外使用の禁止)

第2 受託者は、委託者からの使用承認を受けた車両（以下「車両」という。）について、受託業務以外の目的に使用してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第3 受託者は、車両の運行により道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、同条に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたとき及び車両を損壊したときも、同様とする。

(適正保管)

第4 受託者は、車両の運行を終えたときは、当該公用車を指定場所に格納し、清掃及び保管上必要な点検をした後、庁用自動車運転日誌に所要の事項を記載し、所属長に報告しなければならない。

(鍵の返却)

第5 受託者は、車両を格納したときは、施錠状態を確認のうえ、車両の鍵を所定の場所に返却しなければならない。

(燃料の給油)

第6 車両の燃料は、委託者が指定する方法により補給するものとし、この支払は委託者が別途行う。

(法定検査等)

第7 車両に係わる自動車継続検査（車検）、定期点検及びその他修繕は、委託者が行う。

(賠償責任)

第8 受託者若しくは本委託業務に従事する者の故意又は重大な過失により発生した車両の故障及び事故については、受託者が賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担するものとする。